発議第２号敵基地攻撃能力保有の検討を撤回するよう求める意見書について賛成の立場で討論に参加いたします。

岸田政権の下で作成された防衛費の当初予算を見ると６兆 1,744 億円です。それに補正を加え、16 か月予算とした防衛力強化加速パッケージとして一本化し巨額なものとなっています。

実際、今年１月７日に開催された日米安全保障協議会（２＋２）の共同文書には日本は国家安全保障戦略の見直しで、ミサイルの脅威に対抗する能力（敵基地攻撃能力）を含めて必要なあらゆる選択肢を検討と明記されました。

2020 年安部政権下でイージス・アシュア配備計画の停止が発表されると同時に敵基地攻撃論が主張されるようになりました。イージス・アシュアの配置計画がなくなったその代替かと思い調べてみますと、1950 年代から政府の見解としての記録が残っていました。しかし、戦後の政府の基本的な立場を確認すれば戦後当初は、憲法９条は自衛のための戦争も放棄していると考えてきました。しかし、その時代時代とともに、国会における答弁等を読み進めていきますと、その制約が形骸化してしまいました。

自衛権行使の３要件 1954 年見解から 2014 年閣議決定された新３要件に変更された内容は、①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる明白な危険がある場合、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために適切な手段がない時、③必要最小限度の実力を行使することは許容されるとなりました。武力行使が可能になると変えてしまったわけです。つまり限定的な集団的自衛権行使が可能ということです。しかし、この新３要件は、密接な関係にある他国とはどの国を指すのか、我が国の存立が脅かされるとはどういった状況なのか。

国民の命と自由及び幸福の追求の権利が根底から覆されるとはどのような場合で、だれが判断するのか。主観的要素に対する危機感しかありません。これは実際には 2013 年に設置された国家安全保障会議が行うと思われますが、同じく 2013 年に制定された秘密保護法によって国会にも開示されないリスクがあります。政府自民党は、北朝鮮のミサイルを脅威として捉え、敵基地攻撃論を展開してきました。他国の脅威を強調して軍事対抗するのではなく、外交にどれだけ力を入れてきたのかを顧みながら、対話による関係性を基軸とすべきです。毅然とした姿勢は同盟国への姿勢であると思います。自民党政権の安全保障論は軍事に偏重した国家の安全保障論であり、自然災害が頻発する日本の状況やエネルギーや食糧の海外依存の問題を重視すべきだと考え、この意見書案に賛成といたします。